ふるさと納税支援委託業務落札者決定基準

北海道総合政策部官民連携推進局

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施するふるさと納税支援委託業務(以下「業務」という。)の総合評価一般競争入札に係る申し込みをした者のうち、価格その他条件が最も有利な者を決定するための基準を示すものである。

2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、入札 価格に係る評価点(以下「価格評価点」という。)と入札価格以外の要素に係る評価点 (以下「技術評価点」という。)を合計して得た数値が最も高い入札者(以下「最も有 利な入札者」という。)を落札者とする。

3 価格評価点

価格評価点は、入札価格のうち「業務手数料」の項目のみを評価する。

予定数量に入札単価を乗じて得た値を予定数量に予定価格を乗じて得た値で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の分配得点を乗じて得た数値(小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。)とする。

価格評価点= (1-(予定数量×入札単価)/(予定数量×予定価格))

×価格評価点の配分得点

4 技術評価点

技術評価点は、「ふるさと納税支援委託業務 提案審査票」(以下「提案審査票」という。)の評価内容、配点に基づき、提案審査票に記載する評価項目ごとに5に定めるところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

5 技術評価点の配点方法

- (1) 企画提案書の趣旨や内容を確認するため、道が設置したふるさと納税支援委託業務 契約に係る総合評価審査会(以下「審査会」という。)により、企画提案書を提出し た事業者からヒアリングを行うものとする。
- (2) 評価にあたっては、仕様書に記載する要求水準を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには提案審査票に基づき基礎点を与え、1項目でも要求水準を満たしていない場合、その時点で失格とする。

加点項目については、企画提案書の内容に応じて提案審査票に示す点数を加点する。

- (3)(2)の評価は(1)のヒアリング後に、審査会において審査する。
- (4) 技術評価点は、審査会の構成員の採点の平均点をもってその得点(小数点第3位を 四捨五入し、小数点第2位止めとする。)とする。

6 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の配分については、入札者の提案内容によって当該事務の品質の維持等に大きく影響があることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を 行うこととし、その配点は、「価格評価点:技術評価点=1:4」とする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	5 0 点	200点 うち、基礎点 50点 うち、加 点150点	250点